宮内官僚 森林太郎

遺志は「昭和」に引き継がれたか

第三回

野口武則

大正天皇の病状発表文を添削

帝室博物館総長兼図書頭の鷗外はなぜ大正九（一九二〇）年四月二十八日という時期に、元号の大正は「不調べの至」と親友の賀古鶴所宛書簡で嘆いたのか。

約一カ月前の三月三十日、宮内省は大正天皇の体調悪化を初めて公表した。

「陛下御践祚以来、常に内外多事に渡らせられ、殊に大礼前後は、各種の典式等日夜相連り、尋で大戦の参加となり、終始宸襟を労させ給ふこと少からず、御心神に幾分か御疲労の御模様あらせられ、且一両年前より、御尿中に時々糖分を見ること之れあり、昨秋以来、時々挫骨神経痛を発せらる。之れが為め本春葉山御避寒中は、政務を鱇はさるゝ外は、専ら玉体の安養を旨とせられ、（以下略）」（高木八太郎、小島徳弥編『大正天皇御治世史』教文社、一九二七年）

前日の三月二十九日、鷗外の日記に「（博物）館に参る。波田野敬直宮相が予等を召し聖上不豫事を言う。予は告

示文を削正す」とある。「聖上」とは天皇、「不豫」はその病気の意。波多野宮内大臣に呼ばれて発表文を事前に添削したのが、軍医でもあった鷗外だった。

鷗外は宮内官僚として大正天皇の病状に接していたのだ。この年七月十二日の日記には「（博物）館に参る。中村雄次郎宮相が予に使し、聖上の病況書を艸す」とある。波多野の後任となった中村宮内大臣から使いが来て、天皇の病状書の草稿を書くよう指示された。その十二日後の七月二十四日、宮内省は大正天皇の病状について第二回目の発表を行った。

第三回目の病状が発表された翌大正十（一九二一）年四月十六日の日記には、「（図書）寮に参る。宮相室に往き主上の病床書を刪正す」と記される。「主上」は天皇の意で、「刪正」とは文書を削ったり訂正したりすること。発表当日に宮内省の大臣室まで出向き発表文を添削した。三回目発表時の宮内大臣は牧野伸顕に代わっていた。

この間、皇太子（後の昭和天皇）と久邇宮良子（後の香淳皇后）の結婚を巡る宮中某重大事件の責任を問われるなどして宮内大臣が相次いで交代したが、いずれも鷗外が事前に発表文についての相談を受けた。各大臣と鷗外との個人的な関係でなく、宮内官僚の職務として添削したことが伺える。

ただし、宮内省の大臣官房分課規程で「法規其の他重要なる公文の起草及審査に関する事項」は調査課の事務に分掌され、図書寮の業務ではない。実は鷗外は陸軍省医務局長を務めていた大正二（一九一三）年二月五日に臨時宮内省御用掛を命じられて以降、天皇の勅語や皇室に関わる令旨などの起草や執筆に携わっていた。こうした経緯から、大正六年十二月に帝室博物館総長兼図書頭に就任したのを機に御用掛の任を免じられた後も、天皇に関わる文書の添削を依頼されたようだ。

連載第一回で述べたように、帝室博物館総長兼図書頭は次なる時代の元号考案を担うべき役職でもあった。大正天皇の病状に接していた鷗外は、自らの置かれた職責を自覚していたはずだ。大正改元の「不調べ」の轍を踏まぬよう、歴代元号の出典を整理する『元号考』は実務的に欠かせず、完成を急ぐ必要があった。

ただし、図書寮の体制は整っていなかった。大正は「不調べ」と漏らした後、大正九年六月八日（推定）の賀古宛書簡では、明治天皇の皇后だった美子の追号を「昭憲皇太后」としたのは不適切だと非難し、政府・宮内省内に「礼や典故を知るもの一人もなし」と嘆いた。追号を巡る調査不足の顛末と元号との密接な関係、そして書簡の日付の疑義については次回以降で考察するが、故実に基づかない誤りは正さなければならないという執念が長文の書簡から伝わってくる。大正天皇の病状が悪化する中、専門家不在の

現状では大正改元の失敗を繰り返しかねない。そのような危機感を募らせたに違いない。

編修官増員に秘めた狙い

大正九年は図書寮の体制が整備される転機の年となった。歴代の天皇と皇族の伝記にあたる『天皇皇族実録』の編纂を進めるため編修員増員が前年から検討され、この年の秋に実現することになる。

図書頭・鷗外の訓示によると、大正八（一九一九）年三月に増員案を宮内大臣に稟議し、年末に裁可された。鷗外の日記にも、大正八年二月八日に宮内省に行き、石原健三次官、近藤久敬総務課長と「実録方鍼を作ることを議す」とあり、三月二十五日にも宮内省で石原らと会って「実録方鍼を作ること進む」と記される。

具体的な増員手続きは、裁可を得た後の大正九年七月以降に確認できる。鷗外の日記に以下の記述がある。

七月二十七日「（図書）寮に参り、（宮内）省に参る。南部参事官に見えて寮の定員の事を言う」

原則として鷗外の勤務は上野公園内の帝室博物館に月水金、霞が関の図書寮に火木土と交互で出勤した。皇居内にある宮内省に鷗外が出向く時は、何らかの要件がある場合に限られる。

国立印刷局が毎年作成する大正九年版の『職員録』には、宮内省調査課長に「宮内省参事官　南部光臣」の名前がある。そこに書かれた「大臣官房分課規程 明治四十年十一月宮内省令第九号」は、調査課の職務を以下のように記す。

「一調査課に於ては左の事務を掌る

一、法規其の他重要なる公文の起草及審査に関する事項」

図書寮の人員を増やすため、宮内省官制の改正について鷗外が南部に要請したようだ。そして八月二十七日、中村雄次郎宮内大臣から原敬総理大臣宛に「御意見至急御回示相成度」と官制改正の審査を求める文書が提出された。改正の内容は以下の通りで、従来二人だった編修官を五人に増やし、新たに編修官補のポストを設けるというものだ。

「宮内省官制中左の通改正す

第五十二条　図書寮に左の職員を置く

編修官

編修官補

編修官は五人奏任とす。編修の事を分掌す

編修官補は判任とす。編修に従事す」

宮内省の提案に対して内閣は九月二日、「審査するに右は相当の儀と思考す。依て閣議決定其の旨回答相成可然と認む」として総理大臣以下の各大臣らが決裁した。国立公文書館が蔵する「公文類聚・第四十四編・大正九年・第三巻・官職二・官制二（宮内省・外務省・内務省・大蔵省）」という冊子に綴じられており、同館デジタルアーカイブか

ら閲覧できる。

この動きと並行して、編修官の人選が急ピッチで進んだ。九月三十日に久保得二と田辺勝哉が編修官に就任したのは既定路線と言える。中国文学者の久保は、連載第二回で紹介したように、大正大礼記録の編纂に史実文章掛として関わり宮内省と縁があった。田辺は図書寮の属官（下級官吏）からの昇格だ。

もう一人が吉田増蔵（ますぞう）である。京都帝国大を卒業し「特に漢文学に造詣深く」というのが、図書頭の鷗外が宮内大臣に内申した採用理由だ。職員の採用や退職などの公文書をまとめた大正九年の図書寮「進退録」（宮内公文書館蔵）に記されている。慶応二（一八六六）年生まれと鷗外より四歳年少で、鷗外死後に未完だった『元号考』の編集を引き継ぎ完成させることになる。

吉田は他の二人と異なり、鷗外との個人的な関係から採用されたようだ。吉田が編修官に任じられたのは十月十八日だが、内閣によって増員の官制改正が了承される前の八月二十日に、福岡・長府より上京して鷗外を訪ねている。

鷗外との出会いについて吉田は「小生の先生を識（し）りしは大正七年の冬にて」と回想する。吉田はこの年まで奈良女子高等師範学校で教授をしていた。鷗外は同年十一月に帝室博物館が管理する奈良・正倉院に出張しており、その縁で接点があったのだろう。

鷗外日記の初出は、大正八（一九一九）年二月五日「（博物）館に転（うつ）り参る。吉田増蔵始めて来見（らいけん）す」である。三月二十七日の日記には「吉田増蔵再び至る。詩歌の稿を出し、我に似る。其の号学軒（がっけん）と知る」とあり、吉田の漢詩の作風が鷗外のものに似ているとして親近感を感じている。鷗外は帝室博物館総長の前任者で大正改元に関わった股野琢とも漢詩を通じた交流があったが、漢籍の知識を以て仕える専門職官僚にとって、漢詩はお互いを理解し合うための共通言語であった。

ちょうどこのころ『天皇皇族実録』の編集方針を巡る議論が始まり、編修官の増員が検討されていた。五カ月後の大正八年七月五日に吉田は「御採用相成（あいなり）り候（そうろう）様御願い申し上げ度（た）く」と鷗外宛の手紙で宮内省への就職を依頼し、翌年の採用につながった。編修官、編修官補は大学で国史を修めた者が多い中、あえて漢籍の専門家を補充したのは、改元の準備作業を見据えていた可能性がある。

鷗外の奔走が功を奏し、図書寮における実録編集部門の増員が実現した。官制改正翌年の大正十（一九二一）年の『職員録』を見ると、編修官は三人増の五人、新設された編修官補には七人が名を連ね、合わせて十人増となった。図書寮全体の人員は鷗外在職中徐々に増えてこの時四十四人に上り、着任時の二倍以上となった。

そうした中で大正天皇の体調は悪化していった。宮内省

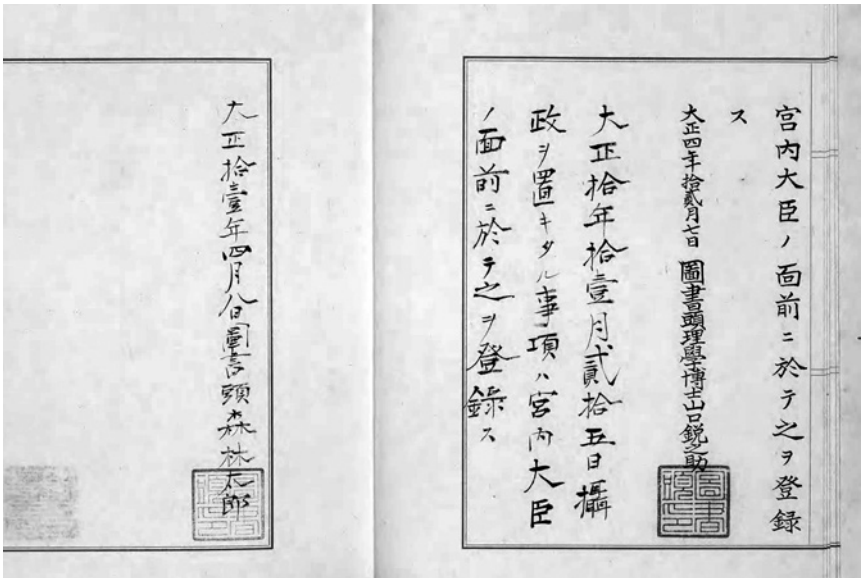
宮内大臣ノ面前ニ於テ之ヲ登録ス
大正四年拾貳月十日　圖書頭理學博士吕鋭駿
大正拾年拾壹月貳拾五日攝政ヲ置キタル事項ハ宮内大臣ノ面前ニ於テ之ヲ登録ス
大正拾壹年四月十日圖書頭森林太郎

大正天皇の病気を受け、摂政の設置を図書頭の森林太郎が書き込んだ皇統譜＝宮内公文書館の画像公開システムより

は大正十（一九二一）年十月四日の第四回病状公表で、天皇の病気が回復できないものだと認めた。そして十一月二十五日、公務が困難となったとして、皇太子（後の昭和天皇）の摂政就任が発表された。前日二十四日の鷗外の日記に「省に参る。関屋次官に見える。明日、摂政の事を議すと聞く」とあり、事前に報告を受けた。

図書頭の重要な業務の一つが、皇室の戸籍にあたる皇統譜の管理と登録である。鷗外は大正十一（一九二二）年四月八日、天皇が公務から退き皇太子が摂政に就任したことを自ら登録した。この日の日記に「寮に参る。皇統譜に三事を書く。天皇の条一。摂政の条一。菊麿王の条一」とある。宮内公文書館が所蔵する『皇統譜』を見ると、「図書頭　森林太郎」の署名で摂政就任を毛筆で登録したことが確認できる。代替わりが近いことを宮内官僚として強く意識せざるを得なかった。

一方、鷗外自身も体調を崩していった。五月二十六日に賀古宛の書簡で「僕の目下やつている最大著述（中外元号考）に連繫している。これをやめて一年長く呼吸していると、やめずに一年早く此世をおいとま申すと、どつちがいいか考物である」と漏らした。病を押してでも完成させなければならない「最大著述」として、『元号考』を位置づけていた。

六月十五日以降は病床に伏せ役所に出勤できなくなっ

た。二十日の日記に「吉田増蔵を呼び事を託す」と記し、三十日からは吉田が鷗外の日記を代筆している。七月九日早朝、『元号考』の完成を待たずに鷗外は六十歳で病死した。後事は吉田に託された。

『昭和大礼記録』に記録された吉田増蔵

元号を巡る鷗外と吉田増蔵の関係は、作家・猪瀬直樹氏がデビュー作『天皇の影法師』（初版は一九八三年、朝日新聞社）で紹介した。鷗外日記の大正十一年六月二十日にある「吉田増蔵を呼び事を託す」との記述について、猪瀬氏は「鷗外が吉田に託した事とは未完の『元号考』を完成させることだったとみて間違いない」と指摘する。

『天皇の影法師』は昭和改元の経緯について、国立公文書館の石渡隆之・公文書専門員の論文「公的記録上の『昭和』」（国立公文書館報『北の丸』第七号、一九七六年）を根拠に論を進める。石渡論文が引用しているのは、国立公文書館が蔵する『昭和大礼記録　第一冊』の改元に関する部分である。

猪瀬氏の著作やそれを基にしたその後の研究書は、いずれも石渡論文で引用された『昭和大礼記録』を基にする。ただし、石渡論文が紹介するのは、『昭和大礼記録』に記された改元部分の一部でしかない。

猪瀬氏が『天皇の影法師』を出版した当時、時代はまだ昭和だった。『昭和大礼記録』について「この本は特別の許可がない限り閲覧できない。原本を見ることが出来なかった」と記している。

平成期になってようやく、『昭和大礼記録』の原本が国立公文書館と宮内公文書館で閲覧が可能になった。昭和改元の背景にあった鷗外の問題意識と吉田との師弟関係を明かした猪瀬著は、昭和の時代としては画期的な論考だった。だが、今や時代は平成を経て令和に改まった。新たな史料に基づき更新される時を迎えている。

『昭和大礼記録 第一冊』の改元部分（六五五～六八四ページ）は、以下のような構成になっている。

第二章　元号建定の次第
　第一節　元号案並に元号建定詔書案作成の次第
　第二節　元号建定の上奏並に枢密院諮詢
　第三節　枢密院議長の上奏並に通牒
　第四節　元号建定詔書の奉請並に公布
第三章　参考
一　元号建定に関する沿革概要
　第一　改元の度数
　第二　勘進及難陳
　第三　勘進の標準
　第四　元号の重複
　第五　元号の詮考

二　元号建定に就きての謹話及新聞社説

（一）昭和元年十二月二十六日諸新聞掲載　内閣総理大臣若槻礼次郎謹話

（二）同文学博士市村瓚次郎謹話

（三）昭和元年十二月二十六日東京朝日新聞社説

前掲の石渡論文が紹介したのは「第二章」のみで、「第三章」は収録されていない。まずは「第二章」から概要を整理する。

「大正天皇御不豫大漸に渡らせらるるや」、一木喜徳郎宮内大臣が「図書寮編修官吉田増蔵に内意を授け、左記五項の範囲内に於て、慎重に元号を勘進すべきことを命ぜり」と、以下の条件を示した。

「一、元号は、本邦は固より言を俟たず、支那、朝鮮、南詔、交趾等の年号、其の帝王、后妃、人臣の謚号、名字等及宮殿、土地の名称等と重複せざるものなるべきこと。

一、元号は、国家の一大理想を表徴するに足るものなるべきこと。

一、元号は、古典に出処を有し、其の字面は雅馴にして、其の意義は深長なるべきこと。

一、元号は、称呼上、音調諧和を要すべきこと。

一、元号は、其の字画簡明平易なるべきこと。」

最初の項目に挙げたのは、過去に日本や他国で使用された元号との重複を避けることだった。明治が過去に使われた「南詔」（かつての大理。現在の中国雲南省）や、大正が使われた「交趾」（かつての安南。現在のベトナム）の元号も、重複を避けるべきだと明記した。

吉田は「先ず三十余の元号を選出し」、その後に第一案として「神化」「元化」「昭和」「神和」「同和」「継明」「順明」「明保」「寛安」「元安」の十種を作成した。一木はこれを半数に絞るよう「綿密に諮問」し、第二案として「昭和」「神和」「神化」「元化」「同和」の五つを選んだ。さらに、精査を経た第三案が「昭和」「神化」「元化」だった。

一木は「昭和」を含む三つの案を、牧野伸顕内大臣と元首相の西園寺公望に意見を求めて賛同を得たうえで、若槻礼次郎首相に提出した。西園寺は前回の改元に首相として関わっただけでなく、最後の元老として政界に影響力を持っていた。考案者の元号案が次々と首相に退けられた大正改元に比べ、「昭和」は首相に届いた段階で精査済みだった。

一方、若槻首相は「亦、万一の場合に際し」、内閣官房総務課事務嘱託の国府種徳にも考案を命じた。前回、「大正」を提案した人物である。国府は「立成」「定業」「光文」「章明」「協中」の五案を提出した。

吉田案と国府案について若槻と一木が「綿密なる商議」をした結果、第一案を「昭和」とし、参考として「元化」「同

「昭和大礼記録　第一冊」（左）と「昭和大礼記録草案」＝東京都千代田区の国立公文書館で2019年１月９日、手塚耕一郎撮影

和」を添付することになった。いずれも吉田が考案したものだった。

「光文事件」の真相

大正十五（一九二六）年十二月二十五日午前一時二十五分、大正天皇が逝去した。その日の朝に東京日日新聞（現在の毎日新聞）が「元号は『光文』枢密院に御諮詢」と号外でいち早く報じた。ところが、その後に政府が発表した新元号は「昭和」だった。誤報の責任を取って編集幹部が辞任し、「光文事件」として知られる。しかし、これには、事前にスクープされたため、決定済だった「光文」を政府が急ぎ「昭和」に差し替えたという説が長年語られてきた。実際に『昭和大礼記録』を見ると、光文は案の一つとして検討されている。

大礼記録は公的記録であるが、事後に作成されるため、政府に都合が良く編集されている可能性も否定できない。連載第二回で紹介した『大正大礼記録』の稿本と完成版の違いを見れば、政府に都合よく潤色されたのは明らかだ。そのため俗説が入り込む余地がある。

吉田が一木宮内大臣から新元号考案の指示をいつ受け、どの時期に案が絞られたかについては、『昭和大礼記録』に記載がない。ただし、吉田が史料を残していた。

公益財団法人・無窮会の機関誌『東洋文化 復刊第六十

四号』（一九九〇年三月）に掲載された大谷光男「資料紹介・吉田増蔵氏が係わった新元号『昭和』について」によると、「大正十五年二月　日提出」（筆者注　日付の箇所空欄）という日付の紙に、昭和も含む六十以上の元号案が記されているという。さらに「大正十五年七月」の元号案は、半数の削除と四案の追加があり、三十一に絞られている。また、「（大正十五年九月）三日朝に大臣へ提出した元号案」として、第一案に含まれる「元安」「元化」など七案も残されている。大正天皇が逝去する十カ月以上前の大正十五（一九二六）年二月以前の段階で、吉田が指示を受けたことは確かだ。そして、「先ず三十余の元号を選出し」て一木に提出したのは七月以降で、九月三日に追加の提案をしたとみられる。

では、「昭和」を含む最終三案はいつ絞られたのか。国立国会図書館が蔵する「倉富勇三郎関係文書」の日記に、経緯が記されていた。倉富は昭和改元時、元号の諮詢を受ける枢密院の議長を務めた。

学者らによる倉富勇三郎日記研究会が刊行する『倉富勇三郎日記』（国書刊行会）は第三巻の大正十三年分までしか出版されていない。だが、国立国会図書館のホームページで、「元号伝説―ポスト『大正』は『光文』か？」というコラムに概要が紹介されている。

大正天皇逝去の二週間ほど前の大正十五年十二月八日、倉富は一木宮内大臣と会談した。その際に一木から、吉田に命じて三案を選び、第一案が「昭和」だと聞いていた。「光文」は入っていなかった。さらに一木は、元老の西園寺と牧野内大臣も「大概第一が宜しからん」との考えだと伝えている。

倉富日記の記述は『昭和大礼記録』の内容と一致し、この段階で政権中枢が「昭和」を本命として固めていたことがわかる。スクープされたために急きょ差し替えたという俗説は、当時の政府や政治家が残した史料によって明確に否定された。

未刊行の吉田執筆部分

次に『昭和大礼記録』で未刊行の「第三章　参考」の部分を見てみよう。「一　元号建定に関する沿革概要」という最初の項目の直後に、「図書寮編修官　吉田増蔵稿」と記される。以下は吉田自らが執筆した部分となる。

「第一　改元の度数」では、日本最初の元号とされる大化からの経緯が簡略に記され、明治になって「一世一元を定制とせられたり」としている。「第二　勘進及難陳」では、江戸時代以前の公家による元号選定議論を「拘忌の妄説大に行はれ。遂に元号として勘進せる文字の点画に拠り。正は一にして止まるを以て不祥なりと謂ふ如き」（※傍線は筆者）と紹介している。鷗外が大正は「不調べの至」と

書いた賀古宛書簡で「御幣をかつぐには及ばねど、支那には大いに正の字を『一而止』と申候」と指摘したことだ。

「第三 勘進の標準」では、中国で使用済みの元号が平安時代以降に日本で使用されたことについて「漢土学問の影響を被るの甚しき。外国崇拝の風未だ脱せず」と批判した。大正改元時に、北方民族の拓跋氏が建てた北魏で使用された「天興」が退けられた例を挙げ、「斯かる偽僭の国、末季の世に於ける元号の文字は之を避くること古来の慣例なりと断せるは。皆以て新時代に於ける元号勘進の標準とすべきなり」とした。

そして「第四 元号の重複」では、明治について「南詔に於ける段素英の用ひし年号たりしなり」、大正についても「安南に於ける莫方瀛の用ひし年号たりしなり」と、中国周辺の王朝で使用済みだと明記した。

「明治は支那の大理と云ふ国の年号にあり（中略）大正は安南人の立てた越といふ国の年号にあり（中略）不調べの至と存候」という鷗外が賀古宛書簡に記した指摘を、公的記録として残したのだ。安南で使用済みだった点は大正改元時には黙認されたが、昭和改元時は避けるべきだと明確にされた。

吉田の指摘は続く。「中外の元号を彙集せる成書なしと雖、我が国に在りては元号考、支那に在りては南詔安南を併せて紀元編及び欧亜紀元韻府に徴し之を知るを得べし」と。「中外（＝国内外）」の元号について分類して一覧できるように集めた書物はないが、我が国の元号については『元号考』を参照すれば知ることができるという意味だ。

『元号考』は単なる考証のためではなく、完璧な新元号作成に不可欠な実務の一環だったことが公的記録としてはっきりした。鷗外が吉田へと後事を託した一本の線は明確になった。

ただし、鷗外が死の一カ月半前に賀古宛書簡で「最大著述（中外元号考）」と記したように、生前の構想では中国や周辺国も含めた過去の元号全てを網羅しようとしたようだ。鷗外の死で作業の縮小を余儀なくされ、吉田が完成させたのは日本の分のみにとどまった。吉田は足らざる部分を補うため、中国で編集された『紀元編』と『欧亜紀元合表』付録「欧亜紀元韻府」を用い、中国や周辺国の先例を調べて昭和改元に臨んだと推察される（水上雅晴「森鷗外『元号考』の編纂について――『元秘別録』との関係を中心に」、『斯文』一三八号、二〇二三年所収）。

だが完璧な元号を作るには、過去の元号を調べるだけでは不完全だ。大正改元で首相の西園寺が次々と退けた元号案には、中国での宮殿名や人名もあった。こうした先例について、「咄嗟の間に之を知ること極めて難し」というのが実情だ。「然れば将来内閣と宮内省には右に関する完全なる成語彙纂を作成備置するの要あるなり」と提案した。

さもなければ、「大正改元度に於ける西園寺内閣総理大臣の論難に遭遇せる如き覆轍を踏むに至るべし」という事態を生むことになる。大正改元の失敗を繰り返してはならないと、後世に警鐘を鳴らしている。

内閣と宮内省に「完全なる成語彙纂」を作る必要性を指摘したくだりは、鷗外の大正九（一九二〇）年六月八日（推定）の賀古宛書簡と対応しているようだ。次回で詳述するが、明治天皇の皇后が亡くなった後に昭憲皇太后との追号を贈ったのは誤りだとして、「根本的に弊を除くには帝室制度審議会に諮詢機関（中略）を置く外なしと思考す」「審議会には礼や典故を知るもの一人もなし」と不満を漏らしている。

『昭和大礼記録草案　第一冊ノ二止』の改元に関する吉田増蔵執筆部分。完成版で「稿」と書かれた部分が草案では「述」となっていた＝国立公文書館蔵

吉田は章の最後に「第五 元号の詮考」で、「昭和」について自ら解説した。

「前述せる所に深く鑑み。専ら前轍を踏まざるを務めたる結果。昭和の字面は平安朝以来の元秘抄、元秘別録、年号勘文等に挙げられたる数千に上る元号案中に未だ曽て見ざる所にして朝鮮。支那。南詔。安南等の元号中固より亦た曽て無き所なり」

「昭和」は国外を含め過去に使用されていないだけでなく、我が国では案としても上ったことがないという。鷗外からの遺志を引き継ぎ、大正改元の失敗を教訓に完璧な元号を周到に用意した自負が伺える。

草案に残された考案者選定の理由

国立公文書館は、昭和大礼記録の草案も保管している。改元が記されているのは『昭和大礼記録草案・第一冊ノ二止』。「大礼使」「内閣」「宮内省」と赤く印刷された罫紙に毛筆されている。製本された完成版で第三章の冒頭に「吉田増蔵稿」と記された箇所は、草案では「吉田増蔵述」と記される。「述」の上に×印が書かれ、脇に「稿」とあり、さらにその横に横棒が引かれ「考」とも記されている。結局、完成版で「稿」が採用されたが、口述をもとに作成さ

『昭和大礼記録草案　第一冊ノ二止』の改元部分には、「第六　勘進者の内命（選定）」という項目があったが完成版で採用されなかった＝国立公文書館蔵

れたようだ。

また草案では、「第三章　参考　一　元号建定に関する沿革概要」の最後に、「第六　勘進者ノ選定」という項目が続く。「選定」の右横に「内命」と書かれて修正されている。しかし、この項目の冒頭は朱筆で縦線が引かれたうえに、ページの上から別の原稿用紙がのり付けされ、隠されている。完成版で削除された部分だ。

だが、のり付けされているのは上部だけなので、この原稿用紙をめくると隠された部分を読むことが出来る。次のページも同様に隠されているが、上部だけのり付けされた原稿用紙をめくると、用紙いっぱいに大きく朱筆で「×」が書かれている。その下には以下のように黒字で毛筆されていた。

「第六　勘進者の選定

大正度の元号建定に関しては。内閣及び宮内省中より元号勘進者を指命し勘進案を進めしめしも。昭和度の改元に際しては。別に元号勘進者の指命なり。但宮内省に於ては図書寮編修官吉田増蔵が当時宮内大臣官房の事務を兼ね。制誥起草の任に当れるを以て一木宮内大臣は之に勘進を内命せるなり。則ち大正度の改元は大に明治度と其の事態を異にし。昭和度の改元は大正度と亦た大に其の事情を異にせり。以て元号の勘進及変遷を観るべきなり。」

野口　武則（のぐち・たけのり）氏
1976年埼玉県生まれ。中央大学法学部卒。2000年毎日新聞社に入社し、秋田支局、政治部、大阪社会部。小泉、野田、安倍政権で官邸の皇室問題を担当し、令和改元では代替わり取材班キャップ。政治部官邸キャップ、デスクを務め、現在は論説委員。著書に『元号戦記　近代日本、改元の深層』（角川新書）。共著に『靖国戦後秘史』（角川ソフィア文庫）、『令和　改元の舞台裏』（毎日新聞出版）がある。

大正改元は内閣と宮内省の専門家に考案を指示したのに対し、昭和改元は別だという。ただ、宮内省において一木宮内大臣が吉田に指示をしただけだったというのだ。確かに、『昭和大礼記録』の改元部分冒頭で「内意を授け」た記されるのは、吉田だけだ。若槻首相が内閣側の国府に指示したのは「万一の場合に際し」てで、二人の扱いに軽重が見られる。始めから吉田が本命だったという書きぶりだ。

指名されたのは、「宮内省に於ては図書寮編修官吉田増蔵が当時宮内大臣官房の事務を兼ね。制誥起草の任に当れる」からだという。大正改元時の考案者の一人だった帝室博物館総長兼内大臣秘書官長の股野琢も、その後に帝室博物館総長を継いだ鷗外も、詔書や皇室に関する文書の作成、添削を担っていた。草案に書かれた理由の通りなら、鷗外が存命していれば考案の指名を受けていたことの傍証となる。鷗外と親交があった一木は、鷗外が『元号考』の編纂に取り組んでいたことを把握していたはずだから、なおさらだ。

明治改元と大正改元は「事態を異にし」ている。明治改元は、文章（もんじょう）博士家と呼ばれた公家の菅原家などが提案し、その中から天皇がくじで選んだ。文章博士家が考案するのは江戸時代以前の先例通りだが、天皇がくじで選んだのはこの時が唯一だ。一方、大正改元は登極（とうきょく）令という法令に基づき、近代国家として初めて行われた改元だった。

昭和改元は、大正改元の手続きを基本的に踏襲している。しかし、急ごしらえの大正改元と用意周到の昭和改元では、「事情を異にせり」と言える。急きょ内閣と宮内省の複数の専門家に指示した大正改元と異なり、昭和改元は『元号考』の編集を鷗外から引き継いだ吉田を本命として事前に準備を進めていた。だが、草案のこの部分は採用されなかった。理由は不明だ。

「不調べの至」と二つの大礼記録

以上を踏まえて元号に関する鷗外の賀古宛書簡を四つの部分に分類し、大正・昭和の大礼記録と比較してみる。

①明治は支那の大理と云ふ国の年号にあり。尤(もっとも)これは一作明統(いつにめいとうをなす)とあるゆえ、明治ではなかつたかも知れず。

②大正は安南人の立てた越といふ国の年号にあり。

③何も御幣をかつぐには及ばねど、支那にては大いに正の字の年号を嫌候。「一而止」と申候。正の字をつけ滅びた例を一々挙げて居候

④不調べの至と存候

『大正大礼記録』には②③の記載があり、「不調べ」のため元号選定が混乱した様子が詳述されている。鷗外はこれを読んだ上で賀古宛書簡を書いた可能性が高い。①について鷗外が何を基にしたか不明だが、④は①②③に対する鷗外の評価である。

『昭和大礼記録』では未刊行の「吉田増蔵稿」の部分に①②③の記載があり、④の対応策として「中外の元号を彙集せる成書なしと雖、我が国に在りては元号考」を作成し、さらに「完全なる成語彙纂を作成備置するの要あり」と提案した。生前の鷗外の問題意識が、吉田へ引き継がれたことを明確に確認できる。

鷗外が『元号考』にこだわった理由について、猪瀬著『天皇の影法師』は作家・森鷗外の内面から考察した。小説『かのように』(明治四十五年一月)や『興津弥五右衛門(おきつやごえもん)の遺書』(大正元年十月)などを材料に、「国家が機能しなくてはならないと考える鷗外にとって、形式は確保する必要があった」ことや、「天皇制国家の象徴である元号すらきちんと整備されていない国家を形式において〝完成〟させることであった」ことが動機だったとしている。

だが、内面的な動機が先行した訳ではあるまい。『元号考』の編集は公務として行ったものだ。

次の元号考案を担うべき宮内省の役職に就いていた鷗外は、大正天皇の病状悪化を目の当たりにしていた。代替わりの切迫感の中で宮内官僚・森林太郎として職務上の使命で取り組み、それが作家・森鷗外としての動機と幸いにも一致したのではないか。

〈参考文献〉
吉田増蔵「森先生に就て」、『明星』第二号四号、一九二二年、下、十一月九日号)
苦木虎雄『鷗外年表研究』(鷗出版、二〇〇六年)
村岡功「学軒吉田増蔵の事蹟」、『鷗外　八十三号』(森鷗外記念会二〇〇八年七月)

次回は「第四回　昭憲皇太后はなぜ誤りなのか」